
（注）申請者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等の供給に係る事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類目次

添付書類

１－（１）	定款の写し又はこれに準ずるもの
１－（２）	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
２－（１）	最近三期間の事業報告の写し又はこれに準ずるもの
２－（２）	貸借対照表又はこれに準ずるもの
２－（３）	損益計算書又はこれに準ずるもの
３	取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類
４	経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令第２条第２項第４号に掲げる書類
５	ＢＣＰの概要（任意）

（備考）

１．経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十二の二（第11条の２関係）

関係者に対する協力の求めの申出書

年　　月　　日

△△大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第 11 条の２第１項の規定に基づき、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるため、下記のとおり同条第２項の規定による措置をとるよう申し出ます。

記

１　供給確保計画認定番号　＿＿＿＿＿＿＿＿

２　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等

認定供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資等　＿＿＿＿＿＿＿＿

３　認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるに至った事由

４　措置の内容

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年九月十八日）から施行する。